

第1回奈良市子ども・子育て会議認可・運営基準検討部会の概要	
開催日時	平成26年4月17日(木) 午後1時～午後4時
開催場所	奈良市役所 北棟2階 第16会議室
議 題	1. 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(認可基準)について 2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(認可基準)について 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について 4. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について 5. その他
出席者	出席委員4人(欠席委員1人)・事務局16人
開催形態	公開(傍聴者:なし)
決定事項	部会長に大方委員を選任し、代理者に掘越委員を選任した。
担当課	子ども未来部子ども政策課
議事の内容	
1. 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(認可基準)について 事務局より、平成27年度以降の幼保連携型認定こども園の認可基準の考え方について、資料を基に説明を行った。	
〔質疑・意見の要旨〕	
藤本委員	食事の提供は外部搬入をよしとするということでしょうか。心配するのは子どものアレルギー対応で、園運営の中でヒヤッとすることが多々ありますが、対応をどうされるのでしょうか。
事務局	現在アレルギーの児童が増えていることは認識しておりますので、外部搬入については、アレルギー対応ができない業者は参入させないという形をお願いできればと考えています。
西山委員	現在幼稚園では、外部搬入と自園調理の折半的な形です。週1回でも自園調理があると調理設備が必要となりますが、例えば、白米だけを炊飯するという場合はそれだけの設備だけでよいのか、あるいは現在でも副食を搬入して白飯を自園調理でといった園もあるので、そのような園は現在の幼稚園基準の設備でいいのか。将来的には自園調理という形になると思いますが、認定こども園に移行する時には完璧な設備を整えたほうがいいのか、1年間は猶予ありとするのか。設備に関して配慮を要した場合に、市はどのような判断をさせていただけるのかが疑問に思ったところです。
部会長	調理室の問題は、他にも栄養士や調理師の人件費の問題もあり、外部に委託される所も多いと思います。これからは起こり得ることなので、対応できるように答えを持っておくべきではないでしょうか。

亀本委員 当然国基準には従わなければならないと思います。あくまで自園調理が原則、例外として外部搬入だと思えます。その中で地産地消を追加していただいたのは素晴らしい。親の側としては嬉しく思います。全然違う他府県からということになれば、なかなか食育が進まないで、そこはこだわっていただきたい。

職員の配置基準ですが、35人以下を原則とする点で、現在小学校でも30人と進めており、幼保の公立園については、認定こども園に移行していこうという流れの中で、最低その基準を上回らないといけないということを実原則に条例化していただきたいと思えます。

事務局 今示されている基準は全国基準でもありますので、それを超える事、つまり40人にはできませんが、30人は可能です。しかし、民間の運営上の問題もあるでしょうし、市が30人に規制する事で認定こども園化が進まなくなるのも問題ではないかと考えます。条例上は国から示された基準で、運営については民間の考え方や市独自の考え方を入っていくような形で考えています。まだ検討中ですが、30人にするのは困難だと思われま

西山委員 クラス定員は施設と密接に関わる問題になりますので、現在の35人が30人になるとクラスが不足し、来年直ちにお部屋をどうするかという問題が起こってきます。30人学級自体は賛成ですが、実施されるのであれば、何年かの猶予期間を持ってもらいたいと思えます。

園舎の階数、保育室等の設置階についてですが、幼稚園に関しては3階は特別な例外を除いて不可となっていますが、3階をどのように利用するかは、これからの課題であり、避難設備も発達してきているので、常時保育室を3階というのではなく、短期的な使用であれば場合によっては可能という形をとっていただければ、関連施設の利用も考えられます。常設として3歳児以上を3階へ、とはできませんが、ある程度の設備が整っていれば3階も使用できるという方針をとっていただければありがたい。実際には3階建ての園が増えてきていますので、柔軟に対応していただき、奈良市として独自の基準を設けていただければ、幼稚園などはありがたいのではないかと考えます。

部会長 幼稚園の場合は学校教育法が基本であって、同一敷地内でないと預かり保育もできないであるとか、地上に設置しなければいけないという一方で、保育園の場合は2階3階でもよいとなっています。その辺りの基準が、保育所などの厚生労働省関係と学校教育法の幼稚園の位置づけがまったく違うわけですね。実際の教育において流動的な使用をしていても、法規上変え

るのは厳しいと思いますが、現実的には活用されている例はかなりあると思われます。その辺りも調べていただき、差し支えなければそういったことも検討できるかもしれません。

西山委員 免許に関することについてはどうなっているのでしょうか。

部会長 今後免許法の改正が予想されますが、当分は保育士と幼稚園教諭の両方の免許をもっている方を保育教諭という呼称でまとめることになっていきます。また、職員配置は公定価格により変わってきます。保育所は3対1等のように、子どもの人数に対しての基準なので、幼稚園における1学級においてといったような内容とは換算方法が異なるわけです。おそらくそのすり合わせをしていると思われますが、次の会議までに示されていれば教えていただきたいと思います。

2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）について

事務局より、平成27年度以降の家庭的保育事業等の認可基準の考え方について、資料を基に説明を行った。

〔質疑・意見の要旨〕

亀本委員 この事業が一番不安に感じていまして、親側から見ると、小規模になれば緩和し過ぎのような気がします。奈良市でも前倒して先行事業としてされていますが、昨年子育てのアンケートをとりましたけれども、待機児童が多くても小規模に入りたいという人は少数しかおられない。保育所に入りたいけど入れないから、それでも何とか待機児童を解消しないといけなないので小規模も導入して、ということになってくるわけですが、保育士資格を持っていない人がB型C型であればいいということが出てきますので、親の側としては、専門資格は絶対必需にしていきたいと思います。どんな時でも複数ということにこだわっていただいたことには感謝してしますが、この前のベビーシッターのような事件が起こってきます。だからといって専門職だから絶対問題がないのかということではないんですけれども、最低限どこかで質を担保していかないといけないということであれば、やっぱり資格ということが非常に重要になってくると思いますので、やはりどの類型であっても少なくとも保育士資格を持っているということは、基準に入れていただきたいと思います。

部会長 今の職員配置のところ、A型B型C型は、「従」になっているということは、国に従うべきということですか。

事務局 上にあげるのは可能ですが、現行のことや、公定価格のこともあります

ので、要検討事項として考えていきたいと思ひます。

藤本委員 小規模保育、家庭的保育等についていろいろな説明をされていますが、保育園では、一時預かりを実施しています。一時預かりを実施するためには、2人の職員を配置する必要がありますが、都跡地区においては、幼稚園が認定こども園になったことが原因かどうか知らないですけれども、利用者がどんと減ったんですね。そういった中で、小規模保育等がこれから一時預かりとどう関係していくのかどうかはまだ先の話でわかりませんが、一時預かりもまだまだ受け入れられる体制はできておりますので、果たして細かく広げていかれて両方とも成り立たない状況になったらどうかというのを思ひました。国が挙げられたいろいろなサービスの中で、奈良市もそういう方向に進んでいこうとする気持ちはよく分かるんですけれども、一番大切なのは、今の各園の現状を把握していただき、それに則って事業を進めていただきたいということです。一時預かりは園経営には大変厳しい状況です。しかし、地域の子どものために頑張っていこうという気持ちでやっておりますので、そういう各園の状況を知っていただき、事業を進めていっていただけたらと思ひます。

部会長 許認可は必要ですか。やりたいという声があれば、いくつでも作っているのでしょうか。

事務局 基本的には今後作成致します「子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みを超えない範囲であれば、基本的に奈良市は、家庭的保育と小規模保育に関わらず、量の見込みを超えない場合は認可せざるを得ないと考えております。事業者から今後そういう事業をしたいということで奈良市に認可申請をされる時の基準というものが、今回作成させていただいている部分となります。

3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について

事務局より、平成27年度以降の確認制度に基づく運営基準の考え方について、資料を基に説明を行った。

〔質疑・意見の要旨〕

亀本委員 私立保育所の入所選考は児童福祉法の規定が残っているため、市町村が行うことに変わりないですか。徴収も今までどおり市町村が徴収することで当面の間は変わりないですか。

事務局 当分の間はそうです。

亀本委員 運営規定の情報公開について、市役所が調整してくれるというよりも、保護者が自ら選択するということが根幹になるので、今まで以上に情報公開が求められます。職員の職種、員数等について、奈良市では社会福祉法人に委託しているため、誠心誠意運営されていますが、他市町村で民間事業者が入っているところではひどいところもあるようです。正規職員がほとんどいない、園長も委託で外部の人間ということも聞いていますので、正規・非正規あるいは資格や勤続年数というものも情報公開して欲しいと思います。今までは市役所の調整なので、不満があったら市役所へ文句を言えたかもしれませんが、保護者が選んだということになるので、今まで以上に細かい情報公開を事業者に求めていただきたいと思います。

また、子どもの最善の利益という理念に立つと、上乘せ徴収は最小限にしたいと思います。2万円も3万円もということになると、お金のある人はいいですが、そうではない人は入れたくても入れられませんので、最小限の例外にするべきではないでしょうか。上乘せ徴収は、保護者の合意は当然として、市としても同意を求めて欲しいと思います。いろいろな事業者が参入してくる可能性がありますから、セーフティネットとして細かい部分も入れて欲しいと思います。会計についても区分するのは当然として、その内容も公表して欲しい。福祉施設でも第三者評価ということがありますが、保護者が自らの責任で選んだとするのであれば、情報公開をさせることを徹底して欲しいと思います。

事務局 上乘せ徴収については、質の向上に係る部分については市町村の同意が必要という規定になっています。次に情報公開についてですが、評価に関する部分で触れられていますが、自己評価を行わなければならないという規定がありますので、どのような評価内容となるかは現時点ではまだ定かではありませんが、その中で運営、経理、保育内容も含めて対応できるものと考えています。

亀本委員 自己評価に関して介護の話をする、不正が過去にいろいろとありました。民間参入で社会福祉法人に限定しないということであれば、営利を追求していくあまり、様々な問題が起こっているわけで、善意というだけではいけないのかなと思います。いわゆる第三者評価、客観的な評価で職員の資格に関するものや、いろいろな点で情報公開を徹底しないと、自己責任を追求されると保護者も困るわけです。安全安心、保育の質の担保ということから、信頼できる場所に預けたいのが当然なので、事業者任せることなく、第三者がしっかり評価する、市としてもしっかりチェックするというように、基準は厳しくしておいた方がほうがいいと思います。

部会長	ご意見は、介護保険で起こっていることでもあります。どの程度で文言として入れられる言葉かどうか、監査の基準の中にそういったことが最終的に入ってくるのかということも考えていただけたらと思います。今までの幼稚園、保育所が多様化する中で、隙間がいっぱい出来ることは間違いありません。基準をきちんと作らないといけません、あまり狭めてしまうと誰も参入してこなくなって他市へ流れてしまう危険性もありますので難しい。また次回にもご意見をいただきたいと思います。
4. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について	
事務局より、平成27年度以降の放課後児童健全育成事業に関する基準について、資料を基に説明を行った。	
〔質疑・意見の要旨〕	
藤本委員	バンビーホームには待機児童はありますか。
事務局	今現在はございません。
部会長	利用状況はどれくらいですか。延長は18時までですか。
事務局	定員はございません。26年4月1日現在で、3,155名の児童が利用しております。利用の形態ですが、週1日程度来られるお子様から週5日、土曜日にも利用されるお子さままで利用の形態については様々でございます。全ホームでの延長は18時までになっておりまして、試行延長という形で6ホームで19時までという形でやっております。都祁地域のバンビーホームでは、地域ボランティアの方々の力をお借りして19時までやっております。
部会長	保育所を利用されていた方が小学校へ行った途端、利用時間が短くなります。小学校だからいいとも言えますが、これから長時間保育に慣れた保護者と子どもさんがどんどん小学生になっていくので、その辺がどう変わっていくかということはあるかと思えます。
西山委員	私の園がある校区にもバンビーホームはありますが、運動場で遊んでいる子どもの方が多いなと思って見えています。私の園から行っている子どもに関しても、小学校でもバンビーホームがあるので、その点では助かっているのは確かにあります。
亀本委員	保育時間ですが、私も病院関係なので、看護師さんの求人を出している中で、今までは保育所はありますかという問い合わせだったのが、最近は

学童できますかという声がだんだん増えてきています。この国の基準は、世間がまだそんなに危ないこともなく地域も機能していて、みんなで見守るみたいなものが機能していた時代の基準じゃないのかなと思います。そういうのも厳しくなって、ましてや保育所に通っていた子どもがいきなり小学校で5時にバンビーホームが終わって帰ると怖いので、親が迎えに行くとかそういうことも考えていけない状況です。一時期事件が起こった時には、長時間保育も奈良市の方でもかなり柔軟にバンビーホームの延長ということを考えておられました。国基準が最低なので、柔軟にニーズに応じてやっていったらいいかなと思います。

藤本委員 保育園は19時半や20時まで開園されていますが、保育園の一部屋を利用した学童というものに前向きの保育園があればいかがなんでしょうか。それは園の遊戯室なりを利用していいのでしょうか。

事務局 そういう形態も国の施設整備補助金で設定をされておりますので、そういうお考えがあれば積極的に奈良市の方にご相談いただけましたら、こちらの方としても検討していくことはできるかと思っておりますが、専用区域というのが必要になってきますので、完全に独立した別れた環境ということが必要になるかと思えます。

藤本委員 園の空きがあるわけではないですが、ある程度子どもが帰った後は遊戯室等が空いています。私の保育園を卒園した子どもたちは、近くであれば都跡と六条がありますが、もしいっばいだったら実施してもいいのかなという思いで、待機はあるのですかとお聞きしました。

部会長 藤本委員がおっしゃったことは、大阪では私立保育園の連盟が早くからやっており、いろんな福祉的な意味で保護者対応も含めてやってきた歴史はあります。居住区、場所は決めていて、保育園を卒園した子どもたちが、学校からまたそこへ戻ってくるというような形です。食事提供までボランティア的にされている保育所もありますし、子どもたちにとっては自分の知っている保育園に特に1年生なんかは家に帰るみたいなんていうのは子どもにとっては安定的でいいと思います。場所はおそらく別室という規定だったと思いますが、きちんと調べてお答えしていただけたらいいかなと思います。

今の国の学童保育は、とても家庭的とはいえず、勉強もできるともいえず、高学年の子どもさんはやっぱり宿題をしたり勉強をしたりというようなことも大事ですが、そういうこともなかなか配慮しにくいのが今の現実だと思います。その辺りで奈良市ではバンビーホームとして先駆けて

	<p>こられたので、それぞれが勉強したい子は勉強、静かにしたい子は静かにできるような、何か中身の議論をしていただいて、もう少し国に先駆けて次のものを目指していただくほうが建設的かなというふうには思います。学力保障も大事なので、何かそこを工夫していただけたらと思います。</p>
亀本委員	<p>今言われたような環境を整えるというのは、保育所よりも大きな子ばかりなのに、1人あたり1.65㎡は、最低基準とはいえ厳しい。バンビーホームの様子を見られたら、どんな感じになっているかがわかります。指導員の皆さんも大変だと思います。対象は今まで通り小6までですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
部会長	<p>むしろ奈良市は6年生までということで進んでいます。今まで3年生までが多数だったので、全国的に6年生までに変わったという感じです。</p>
亀本委員	<p>学校教育でも縦割りでいろいろやったりはしていますけれど、本来社会に出たらあるような集団形成を経験なしに社会に出る人も結構多いので、これは非常に大事にしていきたい。</p>
部会長	<p>大阪市では高学年の子どもがクッキー作りをして1年生を迎えたり、家庭的な工夫をしています。今のバンビーホームがどうこうではなく、部屋の環境でできないようになっているのが残念だなと思います。基準としては難しい内容ですが、もう少し質の議論ができたらいと思います。また工夫して行って近隣とも連携できるようなことがあればいいかと思いません。</p>
<p>5. その他</p> <p>事務局より、次回会議の日程について説明を行った。</p>	
資料	<p>【資料1】奈良市子ども・子育て会議認可・運営基準検討部会委員名簿 【資料2】奈良市子ども・子育て会議認可・運営基準検討部会設置要領 【資料3】奈良市子ども・子育て会議認可・運営基準検討部会について 【資料4】幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（認可基準）について 【資料5】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）について 【資料6】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について 【資料7】放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について</p>